

県立神戸特別支援学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

校訓「明るく 仲よく 元気よく」のもと、人権尊重の精神と深い愛情をもって、児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性に応じた教育を行い、生活自立や社会参加に対する意欲と豊かな心を育てることを教育目標としている。

このため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

昭和 53 年に知的障害のある児童生徒を対象として開校し、小学部と中学部を設置した。また、55 年には高等部を設置し、小中高の連携を図りながら教育目標の実現に向けて活動を行っている。近年、高等部を中心に児童生徒数の急増により、幅広い教育的ニーズに応じた指導・支援の質の向上、特別支援教育の専門性などが求められている。さらに、25 年度からは肢体不自由教育部門の児童生徒の受入れが始まり、知肢併置校として新たなスタートをきった。

本校は、地域の小中学校との居住地校交流や姉妹校交流、近隣の高等学校との交流及び共同学習に積極的に取り組んでいる。また、地域での作品展等への参加などを通して、児童生徒の社会性を高めるとともに、地域に対して障害のある児童生徒への理解と啓発を進めている。

「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る。」という認識をすべての教員がもったうえで、平素より少人数の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとっており、個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ小さな変化に対しても対応している。また、毎日の連絡帳を利用して、家庭や施設との連携を密にすることで、自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても対応している。好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

（別紙 1 校内指導体制及び関係機関）

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。（別紙 2 チェックリスト）

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。（別紙 3 年間指導計画）

(3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。（別紙 4 組織的対応）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となつて、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によつては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

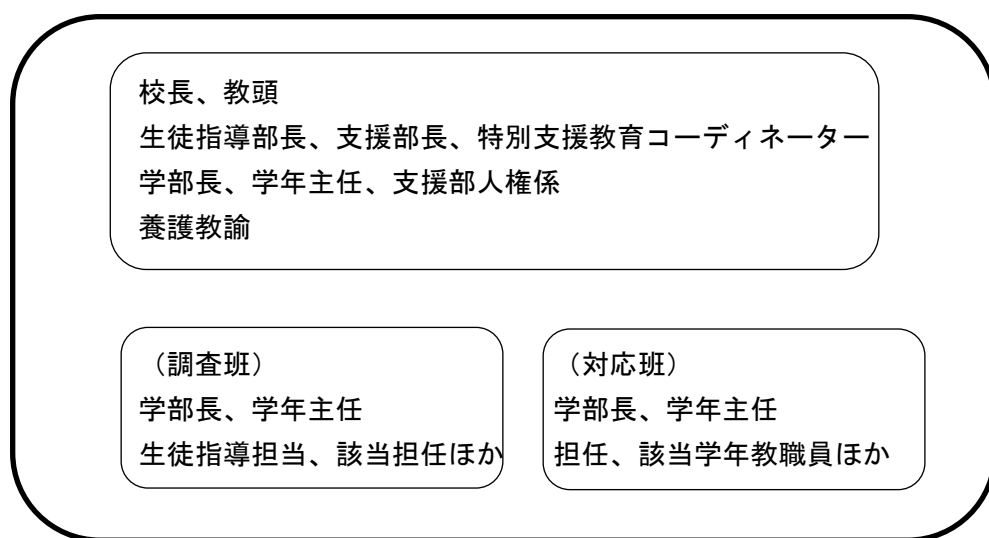
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、可能な限り、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

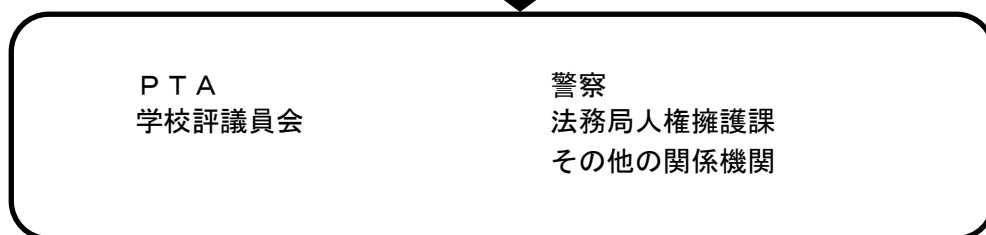
- 1 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」との認識のもと、「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志をもって、学校全体で組織的な取り組みを行う。(全教育活動)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対応チーム」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共有理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 いじめがないかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

<いじめ対応チーム>

<校内>



<校外>



※いじめ問題が発生した時には、即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
必要に応じて、校外の組織と連携を図り取り組む。

チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物がやぶれていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 早退や一人で下校することが増える
- とくどき涙ぐんでいる
- 腹痛や体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 職員室や保健室付近をうろうろする
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから笑われたり冷やかされたりする
- 一人であることが多い
- 教室へよく遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から、机を少し離している
- 食事の量が減っている
- 意図的に配膳忘れや不平等な配膳をされる

●清掃時

- 一人で離れて掃除をしている
- 重いもの、汚れたものを持たされることが多い

●その他

- 持ち物や机等に落書きをされる
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 遊び仲間が変わる
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持っている
- 携帯電話やネットを気にする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 教職員によって態度を変える
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 悪者扱いされていると思っている
- 他の子どもに対してきつい言葉を使う
- 認められる場が少ない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム会議 指導方針等の確認 ※① 職員会議で共通理解 ※① 事業発生時緊急対策会議の開催	日常の観察 学級・学年づくり 人間関係づくり 全ての教育活動での指導	日常の観察 連絡帳による訴え
5月	PTA総会などでの保護者向け啓発 ※②	(家庭訪問)	(家庭訪問)
6月			
7月		(懇談会)	(懇談会)
8月	職員研修 ※③		
9月		日常の観察 学級・学年づくり 人間関係づくり 全ての教育活動での指導	日常の観察 連絡帳による訴え
10月	いじめ対応チーム会議 ・情報共有 職員会議で共通理解		
11月			
12月		(懇談会)	(懇談会)
1月		日常の観察 学級・学年づくり 人間関係づくり 全ての教育活動での指導	日常の観察 連絡帳による訴え
2月	職員研修 ※③		
3月	いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題 職員会議で共通理解	(懇談会)	(懇談会)

職員会議等

※① いじめ対応について、基本方針を確認し、指導方針や指導計画の共通理解を行う。
 ※② 保護者に対して、ソーシャルワーカー等により、子どもとの接し方等の研修会を実施する。
 ※③ カウンセラー等によりカウンセリング・マインド研修等を実施する。(適宜実施)
 学年会・学部会で児童生徒の情報交換を行い、いじめにつながる内容であれば、状況や対応について、支援会議や職員会議等で情報を共有する。

未然防止に向けた取組

「日常の観察」では、平素より少数の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとっているが、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知できるようにする。年度初めや学期初めには、特に「学級・学年づくり」「人間関係づくり」の活動をとって、好ましい人間関係が築かれるようにする。
 家庭訪問や懇談会において、家庭や施設との連携を密にする。
 年間を通して、あらゆる教育活動で好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進する。

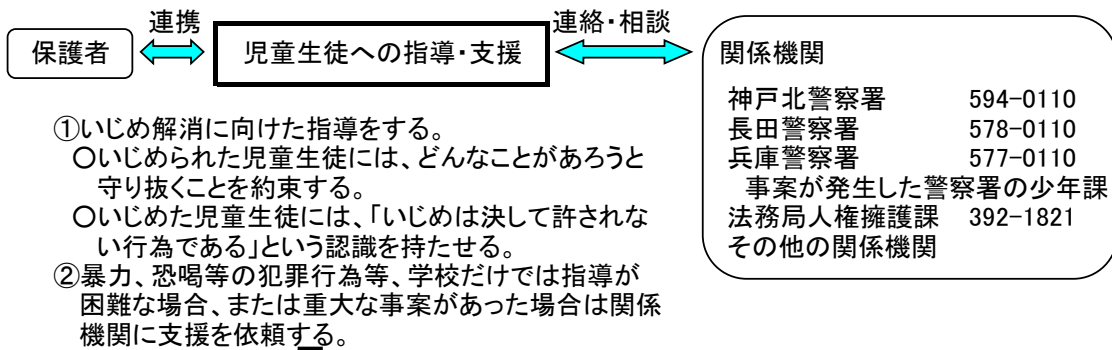
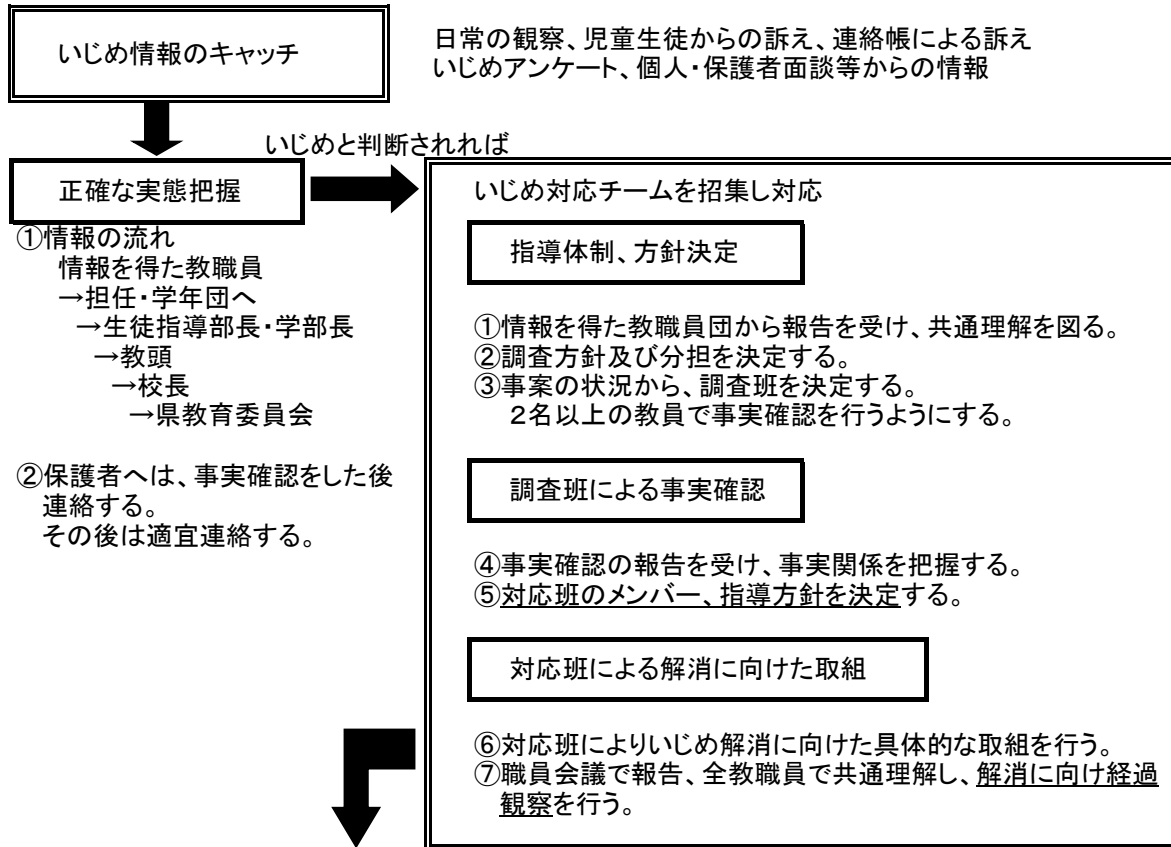
早期発見に向けた取組

「日常の観察」により、いじめにつながるような事象に対応し、いじめを見逃さないようにする。
 毎日の「連絡帳」や家庭訪問、懇談会等により、家庭や施設との連携を密にして、児童生徒の小さな変化を見逃さない。

事業発生時の対応

- ① 担任等による「正確な実態把握」
- ② いじめ対応チームの緊急対策会議「指導体制、方針決定」
- ③ (いじめ対応チーム)「対策班による事実確認」
- ④ いじめ対応チームによる指導方針の決定
- ⑤ (いじめ対応チーム)「対応班による解消に向けた取組」児童生徒への指導・支援
- ⑥ 「解消に向けた経過観察」
- ⑦ 「再発防止に向けた取組」

組織的対応



再発防止に向けた取組

- ①全教育活動を通して、児童生徒にいじめに対する正しい認識を持たせる。
- ②いじめ発生の反省をふまえて、再発防止のための研修会や、未然防止活動のための研修会などに取り組む。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事後解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが分かりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- ①児童生徒に、ネットに関する正しい知識を提供する。
- ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させる。